

## 参考和訳

(2008年公告第19号)

# 強制製品認証証明書の辞退、一時休止、取消実施規則

## 1. 目的

強制製品認証（以下、CCC 認証という）活動における認証証明書の辞退、一時休止、取消の各運用条件及び関連事項を明確にルール化し、各強制製品の指定認証機関（以下、認証機関という）の関連活動を統一することを目的として、本規則を制定する。

## 2. 適用範囲

本規則は、各認証機関の CCC 認証過程における証明書の辞退、一時休止、取消等に関する活動に適用する。本規則の公表前に国家認証認可監督管理委員会（以下、CNCA という）が制定した CCC 認証に関する実施規則等の規范文書及び各認証機関が独自で技術及び手順について定めた文書が、本規則と一致しない場合は、本規則に準ずるものとする。

## 3. 職責

各認証機関は、本規則の規定に基づき、CCC 認証証明書の辞退、一時休止、取消に関する具体的業務を実施する。

CNCA は、各認証機関が実施する証明書の辞退、一時休止、取消業務に対して監督及び管理の責任を負う。

## 4. 認証証明書の辞退

4.1 次に掲げる各項の一つに該当する場合、認証機関は認証証明書の辞退を行うものとする。

- (1) 認証証明書の有効期限が満了したが、認証依頼者が延長使用の申請を提出していない場合。
- (2) 認証依頼者/製造工場が、企業の破産、倒産、解散、生産構造の調整等に起因して、認証取得製品の製造が不可能となり、認証依頼者が保持している認証証明書を自主的に放棄する場合。
- (3) 認証取得製品の型番が、すでに国が明文をもって廃止した製品または製造を禁止した製品の目録に記載されている場合。
- (4) 認証依頼者が認証証明書の辞退を申請した場合。
- (5) その他、認証証明書の辞退を行うべき事由がある場合。

### 4.2 認証証明書の辞退に関する規定

- (1) 認証証明書の辞退が行われた日より、認証証明書の対象範囲の製品は出荷、輸入してはならない。すでに出荷、輸入された認証証明書の対象範囲の製品は、販売またはその他の営業活動で使用することができる。
- (2) 認証証明書の辞退後は、いかなる理由でも、辞退された証明書を取り戻すことはできない。認証依頼者は、認証機関に対して再度認証の申請を行うことができ

る。辞退が行われた認証証明書の対象製品の型式試験報告書及び工場検査報告書は無効とする。

## 5. 認証証明書の一時的停止

5.1 次に掲げる各項目の一つに該当する場合、認証機関は認証証明書の一時的停止を行うものとする。

- (1) 認証依頼者/関係者（製造者、販売者、輸入者、製造工場を含む。以下、同）が国家の法律法規に違反し、国家級機関または省級機関の定期抜取検査の結果、製品に不適合の存在することが認められたが、直ちに認証証明書を取消す必要がない場合。
- (2) 認証製品に適用する認証の根拠または認証実施規則の版上げまたは内容変更があった場合であって、認証依頼者が所定の期限内に規定の要求に基づいて変更手続きを行わない場合、または製品が変更の要求事項に適合しない場合。
- (3) 維持管理の結果、認証依頼者が CCC 認証実施規則の規定（製品抜取試験の不合格、定期工場調査の不合格、製品の一致性に問題がある等を含む）または認証機関の関連要求に違反していることが証明されたが、是正措置を実施することで認証要件を満たすことができる場合。
- (4) 認証依頼者/関係者が、認証証明書及び認証マークの使用が、規定に準じていない場合、その経緯について調査の必要性が認められる場合。
- (5) 認証依頼者/関係者が、正当な原因なく、国家の関連機関または認証機関からの事前に通知しない定期工場調査または定期抜取検査の受入れを拒否した、または所定の期限内に受けなかった場合。
- (6) 認証依頼者/関係者が、国家の関連機関または認証機関が CCC 認証実施規則に基づいて市場または販売場所で実施するサンプルの抜取試験に協力しない場合。
- (7) 認証証明書の記載情報（申請者/製造者/製造工場の名称または住所、認証取得製品の型番または仕様等）に変更が発生した場合、または製造工場の組織構造、品質保証体系に重大な変化が発生したことを示す証拠がある場合であって、認証依頼者が認証機関に対して変更申請または届出を提出していない場合。
- (8) 生産の季節性や受注生産等の原因により、認証依頼者が認証証明書の一時的停止を申請する場合。
- (9) その他、認証証明書を一時停止すべき事由がある場合。

## 5.2 認証証明書の一時的停止に関する規定

- (1) 一時的停止期間中は認証証明書を無効とし、認証証明書の対象範囲の製品を出荷、輸入してはならない。すでに出荷、輸入された認証証明書の対象範囲の製品については、認証機関は証明書の一時停止の原因に基づいて、製品の安全性を評価しなければならない。人体の健康及び生命の安全に危害を及ぼす恐れのある場合には、関連規定に基づいて速やかに品質検査機関に通報する、または適切な措置を講じるものとする。
- (2) 生産の季節性や受注生産等に起因して、認証依頼者が認証証明書の一時的停止を提出した場合は、認証証明書の一時的停止期間は最長 12 ヶ月とし、少なくとも 1 ヶ月前までに申請書を提出すること。このほか、上記 5.1 条に述べた、

その他の原因により、認証証明書を一時休止する場合は、証明書の一時休止期間は最長3ヶ月とする。一時休止の期間は、認証機関が一時休止通知書を発行した日より起算する。

## 6. 認証証明書の一時休止の解除

6.1 第5.1条に述べた各事由によって一時休止の認証証明書について、認証機関は認証依頼者に対し、証明書の一時休止の原因、期間を通達しなければならない。また、一時休止の原因に基づき、証明書の一時休止の解除に関する要件を明確にしなければならない。

6.2 認証依頼者は、認証証明書の一時休止期間中に、認証機関へ一時休止の解除申請を提出することができる。

認証依頼者が認証機関の関連規定に基づき、是正措置講じて関連要件に適合した場合は、認証機関はその認証証明書の一時休止の解除を行うものとする。

## 7. 認証証明書の取消

7.1 次に掲げる各項の一つに該当する場合、認証機関は、認証証明書の取消を行うものとする。

- (1) 認証証明書の一時休止期間が満了したが、認証依頼者が認証証明書の一時休止の解除申請を提出していない場合。是正措置を講じない、または是正措置を講じた後もなお不適合である場合。
- (2) 認証取得製品の重要な部品、仕様及び型番、製品の安全あるいは電磁両立性に関する設計、構造、生産工程及び重要部品/原材料の製造企業等の変更によって、製品の安全性の問題点がある場合。
- (3) 認証機関の定期工場調査の結果、工場の品質保証能力に重大な欠陥が認められた場合。
- (4) 認証依頼者が偽造サンプルを提供し、認証取得製品と型式試験のサンプルが一致しない場合。
- (5) 認証依頼者/関係者が、国家の法律法規に違反し、国家級機関または省級機関の定期抜取検査の結果、製品に重大な欠陥がある、製品の安全検査項目に不適合がある、または一致性に重大な問題が認められた場合。
- (6) 認証取得製品に生じた欠陥によって、品質事故が発生した場合。
- (7) 第5.1の(5)、(6)条の規定により、認証証明書を一時休止とされた後も、依然として、定期工場調査または定期抜取試験を拒絶した場合、若しくは市場または販売場所で行われるサンプルの抜取試験に協力しない場合。
- (8) 認証依頼者/関係者が、規定に準じて認証証明書及び認証マークを使用していない場合、例えば、認証証明書及び認証マーク貸し出しまたは譲渡を行った場合であって、その影響が重大である場合。
- (9) 虚偽により、詐欺や賄賂等の不当な手段によって認証証明書を取得した場合、またはその他の認証結果の有効性に直接影響を与える重大な違法行為及び規則違反行為があった場合。
- (10) その他、認証証明書を取消しすべき事由がある場合。

## 7.2 認証証明書の取消に関する事項

- (1) 認証証明書を取消した日より、認証証明書の対象範囲の製品を出荷、販売、輸入またはその他の営業活動で使用してはならない。認証機関は、証明書の取消原因に基づき、製品の安全性の問題点を評価しなければならない。人体の健康及び生命の安全に危害を及ぼす恐れのある場合には、関連規定に基づいて速やかに品質検査機関に通報する、または適切な措置を講じるものとする。
- (2) 認証証明書の取消後は、いかなる理由であっても、取消された証明書を取り戻すことはできない。是正措置を講じた後は、認証機関に対して再度認証の申請を行うことができる。取消が行われた認証証明書の対象製品の型式試験報告書及び工場検査報告書は無効とする。全ての認証機関は、6ヶ月以内は当該製品の認証依頼を受理してはならない。

認証機関が製品の型式試験報告書及び工場検査報告書を有する認証申請を受理する場合は、厳格な審査手順を定めて、認証申請を行う製品の証明書の取消の有無、また、対象製品の型式試験報告書及び工場検査報告書の有効性を確認しなければならない。

## 8. 情報の開示

認証機関は、認証証明書の辞退、一時休止（解除を含む）取消を決定した当日中に、適切な方法により、証明書所有者にその結果を通知しなければならない。また、認証証明書の辞退、一時休止（解除を含む）取消が行われた日から起算して5営業日以内に、書面にて認証証明書所有者に対して正式な通知を行い、その原因及び今後講じる必要のある措置について通達し、かつ、適切な方法により、認証証明書の所有者が確実に当該情報を得たことの記録を保持しなければならない。

認証機関は、認証証明書を辞退、一時休止（解除を含む）取消した後、CNCAのCCC認証情報データ報告業務の規定要件に基づき、CNCA情報センター及び省、自治区、中国政府直轄市の品質技術監督局と各直属の検査検疫局認証監督管理機関へ、速やかに届けを提出しなければならない。認証の関連情報の取得希望者（例えば、地方の法律執行機関、販売者、消費者等）が認証証明書の現状及びその現状の変更に関する情報を効果的に取得できるよう（変更の日時、原因、期間等を含む）CNCA情報センターは、外部に対し、速やかに関連情報を公表しなければならない。

認証機関は、日常業務において、地方の認証監督管理機関、法律の執行（査察）機関との情報の開示と協力を強化しなければならない。維持管理の法執行、各政府機関の特別定期抜取検査、関係者のクレーム、メディアへの露出及びその他の市場または業界の監督管理機関における違法情報を速やかに収集するものとする。強制認証製品に係わる場合には、認証機関は、違法行為に対する調査に協力し、かつ、対応する規定に基づいて関連の認証証明書の一時休止、取消等の後続の措置を講じるものとする。

## 9. その他の事項

- 9.1 認証機関は、厳格かつ効果的な業務規定と運用マニュアルを定めて、認証証明書の辞退、一時休止（解除を含む）取消に関する活動が管理された状態で正確

に実施されるよう保証するものとする。

- 9.2 認証機関は、本規則の要件を厳格に実施するものとし、無断で条件を緩和してはならない。
  - 9.3 認証依頼者が、認証証明書の辞退、一時休止（解除を含む）取消に異議がある場合は、CNCA または関連の認証機関に対して不服を申し立てることができる。
  - 9.4 本規則の解釈は、CNCA に委ねるものとする。
-